

各診療所開設者 様

東京都福祉保健局保健政策部長

上 田 隆

(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について（通知）

日ごろから、東京都の保健衛生行政に対して格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、標記の件について、平成28年1月1日付で施行される「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく届出は、同条第2項に基づき都道府県知事が指定した診療所が行うこととされています。

については、法に規定する診療所の指定に関する申請手続きを下記のとおりとしますので通知します。

記

1 対象施設について

全国がん登録開始後に原発性がんに係る情報を東京都に届け出るために行われるものであり、原発性がんの診断を行っており、かつ、当該データを定められた方法により届け出ることが可能な診療所。（法第6条第2項）

2 指定申請の方法及び締切について

指定を受けようとする診療所の開設者は、予め以下の連絡先へご相談の上、別紙「全国がん登録における指定申請書」（別添1）を提出してください。平成28年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成27年11月30日（月）までに提出してください。申請書受領後、指定の可否を通知します（別添2）。指定は平成28年1月1日付けで行います。なお、年度途中の指定は原則、行わないものとします。平成29年以降の指定については別途通知します。

3 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退（法第6条第4項）又は都道府県知事による指定の取消が行われる（法第6条第5項）までは、当該指定の効果は継続するものとします。

4 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性がんに係る情報とします。（法第6条第1項）

<連絡先>

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

地域がん登録担当 田淵、小池、堀越

電話番号 03-5809-0248（直通）

ファクシ番号 03-5809-0249

メールアドレス S0000290@section.metro.tokyo.jp